

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年4月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第2号

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例の施行期日は、平成20年7月12日とする。

(産業観光局観光部観光企画課)